

4. 用語集

英 字

BOD(biochemical oxygen demand) → p55,59,66,67,123,125,130,132

生物化学酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分離されるときに消費される酸素の量のこと。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。BODが高いとDOが欠乏しやすくなり、10mg/L以上で悪臭の発生がみられる。

CO(carbon monoxide) → p55,58,66,125,132

一酸化炭素。炭素または炭素化合物が不十分な酸素供給のもとに燃焼した時などに生ずる無色無臭の気体。頭痛、耳鳴り、吐き気等が出現し、濃度が高いと生命が危険となる。主な発生源は自動車排出ガスである。

DO(dissolved oxygen) → p55,59,66

溶存酸素量。水中に溶けている酸素量のこと。河川や海域の自浄作用や魚類などの水生生物にとって必要なもの。きれいな水ではDO値は大きくなる。

ESD(education for sustainable development) → p93,94,95,96,97,99,106,108,109,135

持続発展教育。学校だけでなく、地域や社会のあらゆる場面で、一人ひとりが「関わりやつながり」を尊重し、互いに協力し合いながら、さまざまな課題に力を合わせて取り組んでいくために必要な力や考え方を学び育むことによって全ての人々が安心して暮らせる未来を実現させようという取り組み。我が国の提案により国連で採択された国際的な取組みで、平成17年(2005年)から「国連持続可能な開発のための教育の10年」がスタートしている。日本においても、多くの教育機関で取り入れ、地域に応じた取組みを実践している。

NO₂(nitrogen dioxide) → p55,58,66,125,132,134

二酸化窒素。一酸化窒素が酸素に触れると生成される赤褐色の気体。自動車のエンジンなどで副生し、大気汚染の原因となる。

Ox(photochemical oxidant) → p55,58,66,125

光化学オキシダント。工場、自動車等から排出される窒素酸化物や炭化水素が一定レベル以上の汚染の下で紫外線による光化学反応で生じたもの。

1時間値で0.12ppmを超え、気象条件からみて汚染が継続すると認められる時は「光化学スモッグ注意報」が発令される。人の健康影響については、高濃度では呼吸器疾患などが知られている。

pH → p55,59,66,125,127,132

水溶液の酸性、アルカリ性の度合を表す水素イオン濃度の指標。pHが7のときに中性、7を超えるとアルカリ性、7未満では酸性を示す。河川水は通常pH6.5～8.5を示すが、夏季には植物プランクトンの光合成の要因によりアルカリ性に傾く場合がある。

PRTR 制度 (pollutant release and transfer register) → p60

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律。事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする法律。平成 11 年 (1999 年)7 月 13 日公布、平成 12 年 (2000 年)3 月 30 日施行 (一部規定を除く)。

SO₂(sulfur dioxide) → p55,58,66,125,132,134

二酸化硫黄。硫黄や硫黄化合物が燃焼したときに生じる無色で刺激臭のある気体。呼吸器を強く刺激して喘息を起こし、酸性雨のもとになる。

SPM(suspended particulate matter) → p55,58,66,125,132

浮遊粒子状物質。大気中に浮遊している粒子状物質で、環境基準では粒径 10 μ m 以下のものと定義している。発生源は工場の煤煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うものの他、火山、森林火災などの自然界由来のものがある。人の健康影響については、高濃度では呼吸器疾患などが知られている。

SS(suspended solid) → p55,59,66

浮遊物質。水中に浮遊又は懸濁している直径 2mm 以下の物質の量のこと。SS 値が大きいほど、透明度などの外観などが悪化するほか、水中植物の光合成に影響を与える。

あ 行

アイドリングストップ→ p81,89

自動車やオートバイが無用なアイドリングを行わないことを意味する。

アダプト制度→ p38,39,40,41,124

行政が道路、公園、河川などの特定の公共財について、市民や民間業者と定期的に美化活動などを行なうよう契約する制度のこと。特に、美化活動などでは地域住民のボランティアが多く、行政はそれらの活動に対し一定の支援を行うという形式が多い。

雨水浸透ます→ p84,85

地下水のかん養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくするます。

エコショップ→ p74,75,90,91,126,133

ごみの発生抑制、減量化や資源化に取り組んでいる市内の小売店舗に対し市で「多摩市エコショップ」として認定している。

温室効果ガス→ p80

地球の温度は、太陽から流れ込む日射エネルギーと地球自体が宇宙に向けて出す熱放射とのバランスによって定まる。太陽光を吸収して加熱された地表面は赤外線熱放射をするが、大気中には赤外線を吸収する「温室効果ガス」と言われるガスがあり、地表面からの熱を一旦吸収してしまう。温室効果ガスには様々なものがあるが二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、対流圏オゾン、クロロフルオロカーボン（CFC）の5つの物質が代表例である。

か 行

外来生物（移入種）→ p36,131

ある地域に人為的（意図的または非意図的）に導入されることにより、その自然分布域を越えて生息・生育することになる生物。

外来生物の中には、生物多様性を破壊するものや、農林水産業や人の生命・身体への著しい影響を生じさせるものがあるが、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっており、特に侵略的な外来生物とも言われている。

街路樹よくなるプラン→ p40,42

潤いとゆとりある快適な道路空間の創出と、交通機能や空間機能との調和を図りながら、地域特性をふまえた適切な街路樹の管理運営をめざす指針として策定された。

環境基準→ p58,59,66,123,125,127,130,132,133

環境基本法（1993）の第16条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準の確保に

努めなければならないとされている。これに基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めている。またこれら基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないと規定されている。

なお、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法（1999）を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められている。

揮発性有機化合物→ p58,132

VOC(volatile organic compounds)。常温常圧で空气中に容易に揮発する物質の総称で、主に人工合成されたものを指す。比重是水よりも重く、粘性が低くて、難分解性であることが多いため、地層粒子の間に浸透して土壌、地下水を汚染する。農薬や洗剤、塗料やインクなどで使用され、そのまま土壌に廃棄されていた。

一方、大気中に放出される VOC は、光化学反応によってオキシダントの発生による光化学スモッグの原因や、SPM（浮遊粒子状物質）の発生に関与していると考えられている。またホルムアルデヒドによるシックハウス症候群や化学物質過敏症が問題になっている。

京都議定書→ p91

平成 9 年（1997 年）12 月に京都で開催された気候変動枠組条約の第 3 回締約国会議（COP3）で採択された議定書。

先進締約国に対し、平成 20 年～平成 24 年（2008 年～2012 年）の第一約束期間における温室効果ガスの排出を 1990 年比で、5.2%（日本 6%、アメリカ 7%、EU 8% など）削減することを義務付けている。また、削減数値目標を達成するために、直接的な国内の排出削減以外に京都メカニズム（排出権取引などの柔軟性措置）を導入、さらに森林の吸収量の増大も排出量の削減に参入を認めている。

グリーンボランティア制度→ p39,40,41

公園緑地内の樹木の維持管理などみどりの保全や、グリーンボランティア育成講座による、みどりに関わる人材の育成などを目的とする。

公園愛護会制度→ p39,41

主に街区公園を対象として、地域住民・自治会・老人会などにより組織された団体で、活動内容は、清掃活動及び樹木等の管理、公園等の異常箇所の報告などである。

光合成→ p31,59,132

植物や微生物が行っている葉緑素を用いた光合成により、大気中の二酸化炭素を炭水化物に代えて生物躯体として固定させること。

ごみカルテ→ p74,75

事業系大規模建築物立入検査で利用するもの。事前検査票に基づき、立入検査を実施し、実施後に報告書を作成する。事業者の作成、市の検査・指導により、事業系ごみの減量と資源化を推進する。内容は、建築物、廃棄物、再利用、廃棄物の発生抑制、分別回収容器の状況、再利用・資源化の推進、再利用・資源化の実施状況、再生品の使用状況などに関する事項を記載する。

さ 行

再生可能エネルギー→ p5,27,70,71,78,80,97

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを指している。

里地里山→ p35

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、溜池、草地などで構成される地域。農林業などに伴う様々な人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきたとされる。また特有の生物の生息・生育環境として、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域とされる。

酸性雨→ p58,127

acid rain. pH5.6以上の酸性の雨を指す。中性はpH7.0であるが、大気中の二酸化炭素が炭酸イオンとして雨水に飽和状態になった時に、pH5.6を示すため、酸性雨はpH5.6以下と定義付けられている。酸性の原因は硫酸や硝酸であり、自動車、工場、発電所、ビルのボイラーなどで石油や石炭を燃やすとき、二酸化硫黄、窒素酸化物などの汚染ガスが大気に放出される。これらは大気中で硫酸や硝酸に変わり、雨水に取り込まれ酸性雨となる。

資源集団回収→ p72,73,76,90

自治会・管理組合等で管理し、古紙類・びん・缶などの資源を回収するリサイクル活動。市では、回収量に応じて補助金を支払い、地域のリサイクル活動を支援している。

持続発展教育→ p94,95,97

ESD(Education for Sustainable Development)。ESDの項参照(p136)。

省エネルギー（省エネ）→ p5,14,27,57,70,71,78,79,80,81,95,103,134,135

一般には、石油や電力などを効率的に使用することを指す。エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、一定規模以上の工場・事業所や建築物、機械器具に具体的な基準を設けて、エネルギー使用の合理化が促進されている。

生態系→ p12,31,60,101

ある地域に生息・生育する生物群集と、水や炭素、日光などの無機的な条件の両方と、それらの関係を含むシステムのことで、エコシステムとも言われる。生物や物質の存在だけでなく、食う・食われるの関係や日光をめぐっての競争など生物同士の関わりや、植物が気温や降水量に影響を与えるなどの生物と環境との関わりなどを併せて言う。

生物多様性→ p5,7,14,15,26,27,28,29,30,31,32,36,50,123,130

生態系の多様性、生物種の多様性、種内の遺伝子の多様性の3つを併せて生物の多様性と言う。

生態系の多様性とは、様々なタイプの生態系が存在すると言うことで、他の2つの多様性の基盤として、その重要性が指摘されている。

生物種の多様性とは、多くの種が存在すると言うことで、環境の変動に対する安定性や、遺伝子資源としてその重要性が指摘されている。

種内の遺伝子の多様性とは、同種の生物であっても、遺伝子レベルで様々な変異があることで、環境の変動に対する安定性や、薬品開発や作物の品種改良などに役立つ遺伝子資源としてその重要性が指摘されている。

た 行

ダイオキシン類→ p56,125,132,133

有機塩素化合物の一種で、略してダイオキシンとも呼ばれる。ダイオキシン類は、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の3種類の化合物の総称で、塩素の数や位置によって222種類もの異性体が存在する。ベトナム戦争で枯葉剤として使われた2,4,5-T(2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸)や除草剤・防腐剤として使われるPCP(ペンタクロロフェノール)に不純物として含まれて問題となった。また1997年にはごみ焼却施設によるダイオキシン類汚染が大きな社会問題となった。

大腸菌群数→ p55,59,66,67,125,132

尿尿による汚染の程度などを示すものとして利用され、乳糖を分解して酸と一定量以上のガスを発生する細菌群の量を数値化したもの。数値が大きいほど水中に存在する大腸菌群数が多いことを示す。

地球温暖化→ p3,70,71,75,78,80,89,91,103,127,135

大気中に微量に存在する二酸化炭素などの温室効果ガスは、太陽光線は透過するが、地表面から宇宙へ熱として放射する赤外線の一部を吸収し、再び地表面に放射することにより、地球の温度のバランスを保つ働きをしている。しかし、温室効果ガスの濃度が増加すると、大気や地表にとどまる熱が増え、地球の気温が上昇していくことを言う。

地球温暖化対策実行計画→ p80

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第8条により、都道府県及び市町村が策定し、公表するものとなっている計画。

地区計画→ p64,66,68,69,124,131

地区の特性に応じた良好な環境のまちづくりをめざし、土地所有者などの関係権利者と行政が共同で建築物などに関する制限などの細かいルールをつくり、都市計画に定める制度のこと。

窒素酸化物→ p58

石油、石炭などの燃焼に伴って発生し、自動車や工場・ビルのボイラーなどから排出される一酸化窒素と二酸化窒素の総称。

東京都環境確保条例→ p61

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」。環境への負荷を低減するための措置を定めるとともに、公害の発生源について必要な規制及び快適な緊急時の措置を定めること等により、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的とする条例。

は 行

ベンゼン→ p132

水に溶けにくく、各種溶剤と混合しよく溶ける。常温常圧では独特の臭いを持った無色透明の液体で、揮発性、引火性が高い。かつては工業用の有機溶剤として使用、現在は他の溶剤に替えられている。大気中の環境基準は、白血病に対する疫学的な証拠があること、閾値がないとされていることなどから年平均値 0.003mg/m³ 以下と定められている。

自動車用のガソリンに含まれ、自動車排出ガスからも検出される。大気汚染防止法において特定物質、水質汚濁防止法（1970）において有害物質に指定されている。

ま 行

マイクロスポット→ p57

空気中に放出された放射性物質が雨とともに降下して土砂等にしみ込み、乾燥と堆積を繰り返し、周辺よりも比較的高い放射能濃度となった場所。

一般的には、土埃の溜まり場・雨樋及びその排水口付近、排水溝やマンホールの周辺、水溜まりの乾燥跡がマイクロスポットになりやすいと言われている。

水辺の楽校→ p94,99,103,109,135

川を身近な自然教育の場として活用し、川を核にした地域社会の中で心身共にたくましい子どもに育てていこうというプロジェクトで、市民やボランティア団体が中心となって進める活動を国土交通省が支援。

みどりの管理シート→ p40,43

各公園緑地は地域特性、利用者のニーズなど多種多様であるため、公園緑地ごとに特性を調査したものを「多摩すみどりのカルテ」としてまとめた上で、各公園緑地別に適正な運営管理をめざす指針を示すシートとして作成する。

みどり率→ p30,31,50,51

樹林等のみどりに加えて、みどりの様々な機能を考慮し、公園や水面などのオープンスペースを加えた面積が、市域面積に占める割合を示したもので、東京都で採用しているみどりの量を測る指標。

モニタリング→ p22,37,55,61

予め設定しておいた計画や目標、指示について、その進捗状況を随時チェックすること。

や 行

ユネスコスクール→ p94,95,106,108,109

ASP net(Associated Schools Project Network)として昭和28年(1953年)に発足した、ユネスコ憲章に示された理念を学校現場で実践するため、国際理解教育の実験的な試みを比較研究し、その調整をはかる共同体。

世界180カ国で約9,000校がASP netに加盟しており、日本国内では、平成24年(2012年)4月現在、397校の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び教員養成系大学がこのネットワークに参加している。日本では、ASP netへの加盟が承認された学校を、ユネスコスクールと呼ぶ。

ユネスコスクールは、そのグローバルなネットワークを活用し、世界中の学校と交流し、生徒間、教師間で情報や体験を分かち合い、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展を目指す。多摩市内では18校が加盟している。